

建築紛争を防ぐためには 近隣住民の方への丁寧な説明が大切です！

福岡市では、中高層建築物等の建築に伴う建築紛争を未然に防止するために、「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」を定め、建築主等に**標識の設置**や**計画概要等の事前説明等**を義務づけています。

建築紛争を未然に防止するためには、**近隣住民の方への丁寧な説明が不可欠**です。条例の趣旨を十分に理解し、計画を進めてください。

建築計画について

- 中高層建築物等は周辺の居住環境に及ぼす影響が極めて大きいものです。
- 安全で快適な居住環境の保全・形成のため、**地域特性に配慮した建築計画**としましょう。

事前説明について

- 中高層建築物等の建築計画について全く知らない間に着工されることがないように、近隣住民の方への事前説明を定めています。
- 建築計画の説明を受けることは、ほとんどの近隣住民の方にとって初めての経験であり、建築に関する専門知識を持っている方も少ないと思われます。
- 近隣住民の方は、どのような建築物が建つのか、また、それによって自分たちがどのような影響を受けるのか心配されています。
- 事前説明を行う際は**相手の立場を考慮し丁寧に分かりやすい説明**を心掛けてください。
- 工事の施工方法について不安に思う方も多くいます。工事着工前や工事中においても、**適時具体的な施工方法や安全対策等について説明**することが重要です。

説明会について

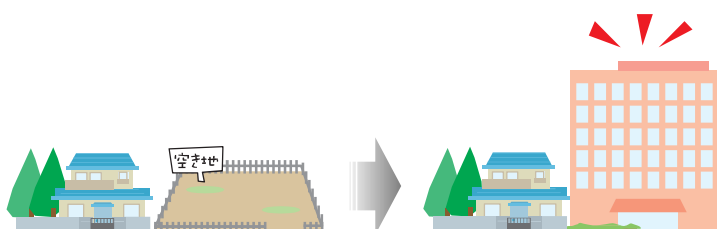
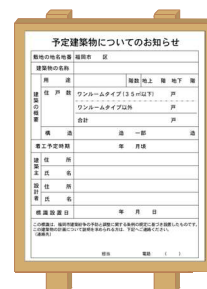
- 近隣住民の方より**説明会の開催を求められた場合は、これに応じる**よう努めてください。
- 説明会に欠席した近隣住民の方には、改めて個別説明を行うか、連絡先を記した連絡票を同封した資料を投函・郵送してください。
- **説明会の議事録を作成し、近隣住民の方と確認**をしておくことで、言った・言わないなどのトラブルが避けられることがあります。

近隣住民の方からよくある相談

- 建築計画について（日照の影響、プライバシーの問題、ゴミ置場の位置 など）
- 工事の施工方法について（工事期間・時間、騒音・振動対策、工事車両の経路 など）

事前説明や説明会については「**早期に**」「**丁寧に**」対応してください。

建築に伴う影響の軽減に努めるとともに、**良好な近隣関係の構築に努めてください。**



【お問い合わせ】
福岡市 開発・建築調整課
TEL : 092-711-4777

